

広報 ふじかわ 新型コロナウイルス 号外 感染症対策特別号

町民の皆さまへ

一時は収束に向かうかに見えた新型コロナウイルス感染症ですが、再び拡大に転じ全国の新規感染者数も連日1,000人を超え、感染症対策も次の段階へ移行しつつあるように思えます。新規感染者のかなりの割合が感染経路不明で、市中感染の可能性もあるため、基本的な感染防止の行動が重要となります。自分がすでに感染しているかもしれない、隣に感染者がいるかもしれないという前提で、新しい生活様式を意識した行動を心がけてください。

町では、国の二次補正予算に合わせる形で、新型コロナウイルス感染症対応事業を中心に、補正予算を計上し、8月7日の臨時議会で可決いただいたところであります。町民の皆さまの新型コロナウイルス感染症に対する不安を、少しでも解消できるよう速やかに事業を進めてまいります。

町民の皆さまには、多大なご不便、不都合をおかけしておりますが、皆さまと共に力を合わせてこの難局を乗り越えていくため、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

富士川町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
富士川町長 志村 学

新型コロナウイルス感染症 富士川町の支援対策について

町では、令和2年8月7日（金）の富士川町議会臨時会において、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算が可決され、新たに次の取り組みを行うことになりました。

住民生活支援対策

コロナに負けるな ふじかわ赤ちゃんすくすく応援金

特別定額給付金（10万円）の給付基準日後に出生した児童および令和3年3月31日までに母子手帳を取得した妊婦に対して、一人10万円を給付します。

子育て支援課 児童支援担当 ☎ 22-7221

町営・町有住宅使用料減免事業

新型コロナウイルス感染症により収入減少が見込まれる世帯や、新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負った世帯に対して、住宅使用料を減額または免除します。

都市整備課 住宅担当 ☎ 22-7214

水道使用料減免事業（個人向け）

新型コロナウイルス感染症により収入減少が見込まれる世帯や、新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負った世帯に対して、水道使用料を減額または免除します。

上下水道課 上下水道担当 ☎ 22-7204
簡易水道担当

このほか、住民生活支援に関して、次の感染症対策をすでに実施しています。

- ・コロナに負けるな！富士川町元気応援券の発行
- ・児童扶養手当・就学援助費などの受給者への助成（応援券の上乗せ）
- ・介護慰労金受給者への助成（応援券の上乗せ）
- ・寝たきり身体障害者介護慰労金受給者への助成（応援券の上乗せ）

新しい生活様式対策

町内小中学校感染症対策事業

小中学校における感染症対策のための衛生用品、空調設備などの整備および課題用教材費などの学習保障支援を行います。

教育総務課 総務学校担当 ☎ 22-5361

生涯学習施設環境整備事業

図書館、文化ホール、町民会館および社会体育施設の環境整備（書籍消毒器、網戸設置など）を行います。

生涯学習課 社会教育担当 ☎ 22-5361
社会体育担当

災害時避難所衛生環境整備事業

避難所の感染症対策のための備蓄品（パーテーション、段ボールベッドなど）の整備を行います。

防災交通課 消防防災担当 ☎ 22-7218

文化ホール感染症対策事業

文化ホールの空調設備（マルチエアコン）改修を行い、室内環境の改善を行います。

生涯学習課 社会教育担当 ☎ 22-5361

町公共施設の新しい生活様式による 感染症対策事業

町公共施設における感染症対策として、水道蛇口取替修繕と、感染防止用備品などの購入を行います。

管財課 財産管理担当 ☎ 22-7206

保育所および児童館の感染症対策事業

保育所および児童館の感染症対策として網戸張替および設置と、感染防止用備品などの購入を行います。

子育て支援課 児童保育担当 ☎ 22-7221

教育の質の向上

GIGA スクール構想に向けた 端末環境整備事業

小中学校におけるICT教育推進用タブレットPCの購入および端末環境の整備を行います。

教育総務課 総務学校担当 ☎ 22-5361

スクールサポートスタッフ配置事業

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、スクールサポートスタッフを配置することで、授業準備や児童生徒の健康管理などに係る業務を補助します。

教育総務課 総務学校担当 ☎ 22-5361

学力向上支援スタッフ配置事業

新型コロナウイルス感染症の影響に対する学力向上支援として、学習指導員の追加配置を行うことで、きめ細やかな指導を実施します。

教育総務課 総務学校担当 ☎ 22-5361

このほか、教育関係の取り組みとして、臨時休業の対応で、児童の学校施設、放課後児童クラブなどでの受入を行いました。

地域経済・雇用対策

無尽でお助け めざせ！ みんなで100億円キャンペーン

県内の飲食店でキャンペーン申請を行うと、5%の上乗せクーポンが利用できます。さらに富士川町内の飲食店では、5%上乗せされて、合計10%の上乗せクーポンが利用できます。

産業振興課 商工観光担当 ☎ 22-7202

事業継続支援事業

令和2年2月から申請月までのいずれか一月の事業収入が前年度比総売上減少率30%以上50%未満の事業所または店舗および持続化給付金対象外の事業所に助成を行います。

産業振興課 商工観光担当 ☎ 22-7202

町営・町有住宅使用料減免事業

※再掲（内容は住民生活支援対策の同名項目参照）

※詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

水道使用料減免事業（事業者向け）

令和2年2月～11月のいずれか一月の事業収入が前年度比総売上減少率30%以上50%未満の事業所に対して、水道使用料を減額または免除します。

上下水道課 ☎ 22-7204

学校給食食材費補償

学校給食食材納入業者に対し、町内小中学校休業時の食材費を補償します。

教育総務課 総務学校担当 ☎ 22-5361

このほか、地域経済・雇用対策として、次の感染症対策をすでに実施しています。

- ・コロナに負けるな！富士川町元気応援券利用による地元事業所への支援
- ・町税、国保税などの納付相談、徴収猶予など

無尽でお助け

めざせ！みんなで100億円キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店の皆さんを取り巻く環境が厳しさを増しています。山梨県では、本県特有の習俗である「無尽」の精神に基づき、県民の皆さん方と一緒に飲食店を応援するキャンペーンを行っています。

このキャンペーンでは、インターネットで事前申請を行うことで、申請額の5%を上乗せした金額分の飲食ができます。

【さらに富士川町では…】

富士川町内の飲食店については、富士川町が上乗せ5%、合わせて10%の上乗せクーポンが受け取れます！

例：（町外店舗）1万円申請↓
1万5000円分飲食が可能
（富士川町内）1万円申請↓
1万1千円分飲食が可能

◇キャンペーン期間：8月17日（月）～令和3年2月28日（日）

※必ず申請前に、利用予定の飲食店に本キャンペーンのクーポンが利用できるか確認をしてくださる。

◇キャンペーン事務局

やまなし観光推進機構内
☎ 055-223-1637

◇詳細について

次のQRコードまたは「無尽でお助け」で検索



●お問い合わせ

富士川町キャンペーン事務局
産業振興課 商工観光担当
☎ 22-7202

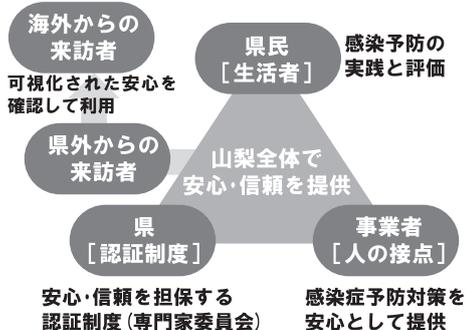


やまなし

グリーン・ゾーン構想

山梨県は、新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波や、将来の未知のウイルス感染症への対応を余儀なくされる場合にも、住民の生命と経済を両立しながら前進し続けることができ「超感染症社会」への移行を目指す「やまなしグリーン・ゾーン構想」を打ち出しました。これは、感染症に対して強靱な社会・経済を形成するための取り組みです。

山梨県全体が、県内外の消費者の「安心・信頼」という価値を獲得し、県内経済の再生を目指します。その具体的な取り組みとして、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」が創設されました。



やまなし グリーン・ゾーン 認証制度

事業者の感染症予防対策への取り組みを、県が認証する制度です。

【申請できる業種】

宿泊業・飲食業

【申請手続】

対象業種における感染症予防対策の取り組み内容を、県の用意した申請フォームに従って入力することで、認証の申請ができます。



飲食業の
申請フォーム



宿泊業の
申請フォーム



認証マーク：対象店舗の感染予防対策を県が認証した証です

やまなしグリーン・ゾーン構想 新しい生活様式推進 支援事業

山梨県では、感染症リスク低減のため、備品・消耗品の購入や施設設備改修に対して支援を行っています。

【機器購入支援金】

◇支援対象事業

- ・ キャッシュレス決済環境整備
- ・ 感染症予防のための備品、消耗品購入

◇支援対象者・支援額

【小規模事業者】

上限30万円

(対象経費の10/10以内)

【宿泊事業者】

上限300万円

(対象経費の3/4以内)

◇申請方法

- ・ オンライン申請
 - ・ メールまたは郵送
- ※詳細は県ホームページへ

●お問い合わせ・提出先

新しい生活様式推進機器購入等支援事業事務局
〒400-0003-1
甲府市丸の内2-16-1-6F
☎055-237-6600



機器購入支援
詳細はコチラ



設備改修補助
詳細はコチラ

【設備改修補助金】

◇補助対象

- ・ 換気扇・パーテーション・自動水栓など
- ◇補助を受けられる施設・事業者
県内で次の施設を運営する小規模事業者
- ・ 飲食業を営む施設
- ・ 宿泊業を営む施設

◇補助額

- ・ 上限150万円(3/4以内)
- ※備品は対象になりません

◇申請方法

県ホームページから様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出先に郵送してください。

●お問い合わせ・提出先

新しい生活様式推進設備改修等支援事業事務局
〒400-0003-1
甲府市丸の内1-5-4
恩賜林記念館内
☎055-236-1230

子育て世帯への 臨時特別給付金 公務員の方は申請を忘れずに

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給

付金を支給します。

公務員の方は、10月30日(金)までに申請してください。

※広報8月号の再掲です。詳細は8月号または次のQRコードからご確認ください。

●お問い合わせ

子育て支援課
児童支援担当
☎22-722-1



ひとり親世帯 臨時特別給付金

ひとりの親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとりの親世帯臨時特別給付金が給付されます。受給するためには申請が必要です。

18歳以下の子どもを養育するひとり親の方で、

①遺族年金、障害年金などを受給している方

②所得制限などにより児童扶養手当を受給していない方は、給付金を受給できる可能性がありますので、お問い合わせください。

◇申請期限：令和3年2月26日

●お問い合わせ

子育て支援課 児童支援担当
☎22-722-1